

新宿区みどりの推進審議会書面会議実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新宿区みどりの条例施行規則（平成3年新宿区規則第27号）第38条の規定に基づき、新宿区みどりの推進審議会（以下「審議会」という。）の書面によって行われる会議（以下「書面会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(書面会議の要件)

第2条 会長は、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、書面で委員の意見を聴き、審議会の開催に代えて、書面会議を実施することができるものとする。

- (1) 感染症の拡大防止の観点等から会議室での会議を開催することが難しいこと。
- (2) 審議会の議事が、新宿区みどりの条例（平成2年新宿区条例第43号）第27条第2項各号に掲げる事項であること。
- (3) 審議会の議事が、書面による調査審議で内容が明確に理解できるものであること。
- (4) 審議会の議事が、速やかな調査審議が必要で、次の審議会に延期することが難しいこと。

(書面会議の方法)

第3条 会長は書面会議の実施に当たり、返信期日を指定し、調査審議資料、意見書等を全委員に送付するものとする。

- 2 委員は意見書の返信をもって会議に出席したものとし、会議は過半数の委員の出席をもって開催されたものとする。ただし、委員の署名又は捺印がない意見書は無効とする。
- 3 会長は、案件ごとに意見書の内容を踏まえて審議結果、意見等を集約するものとする。

(結果の報告)

第4条 会長は書面会議の後、議事録を作成し、全委員に報告しなければならない。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、区長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年8月18日から施行する。